

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第56号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の6第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、「及び第2号」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則の規定は、平成17年度分の固定資産税から適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(理財局税務部主税課)